

生駒市条例第2号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月15日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第103条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第11条を次のように改める。

第11条 削除

附則第17条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第25条の6第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則第 25 条の 7 の次に次の 1 条を加える。

(個人の市民税の税率の特例等)

第 25 条の 8 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条の 2 第 1 項の改正規定、附則第 11 条の改正規定及び次条の規定

平成 25 年 1 月 1 日

(2) 第 103 条の改正規定、附則第 17 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第

3 条の規定 平成 25 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 平成 24 年 12 月 31 日以前に支払うべき退職手当等（改正前の生駒市税条例第 49 条に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の同条例附則第 11 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 3 条 平成 25 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。